

神高体連発第 87 号
令和 3 年 3 月 12 日

加盟学校長 様

神奈川県高等学校体育連盟
会 長 塩 浦 健 吾
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止に係るガイドラインの改定について（通知）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本連盟の活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本連盟では、令和 2 年 7 月 15 日付けで「代替大会を含めた各種大会等実施に係る新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン」（以下：ガイドライン）を発売しました。

その後、同年 7 月 17 日付けで、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部が「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を改訂し、「2（4）ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出」において、「神奈川警戒アラートを発動した場合は、県民に「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所に行かないことを要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。」としたことから、同年 8 月 13 日付けでガイドラインを改訂しました。

今般、本年 2 月に国からの 2 回目の緊急事態宣言発出を受け、ガイドラインの基本となっている（公財）日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」が昨年 10 月に引き続き 2 度目の改訂をしたこと等を踏まえ、本連盟もガイドラインを改訂し、第 3 版を発売いたしますので、お知らせするとともに、関係者の皆様への周知をお願いします。

昨年は、本連盟でも断腸の思いではありましたが、参加生徒を含む関係の皆様のご健康と安全・安心を最優先に考え、主催大会等を中止とした期間があります。

現在本連盟は、4 月からの主催大会等の安心・安全な実施に向け、感染防止対策の周知徹底を図っています。

加盟校におかれましてもガイドライン等を参考に、感染防止対策をお願いするとともに、各学校の部活動方針のもと、ケガ防止等の観点から、できる限り練習時間を確保していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

○名称変更

「代替大会を含めた各種大会等実施に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」を「主催大会等実施に係る感染症防止ガイドライン」に変更

○配付内容

- 1 ガイドライン 2 部
- 2 新旧対照表 1 部

問い合わせ先
神奈川県高等学校体育連盟
理事長 松本 哲
電 話 045-311-8817
ファクシミリ 045-313-2669

新旧対照表

神奈川県高等学校体育連盟

○主催大会等実施に係る感染症防止ガイドライン

新	旧
<p>0 表題 <u>主催大会等実施に係る感染症防止ガイドライン</u></p> <p>1 はじめに 本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、神奈川県教育委員会保健体育課の指導の下、神奈川県高等学校体育連盟が実施する主催大会・各種事業等を開催するにあたっての基準や、感染予防のための留意点、生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応等をまとめたものです。作成にあたっては専門家（医療関係者）にもご意見をいただいております。</p> <p>各専門部においては、本ガイドラインや中央競技団体等が作成する各競技別のガイドライン等に従って感染防止対策を徹底し、安全な大会運営に取り組むようお願いいたします。</p> <p>なお、本ガイドラインは、新たな感染症対策の情報や、神奈川県の感染状況等により、適宜見直しを行うこととします。</p> <p><u>今回は、2回目の緊急事態宣言発出に伴う改訂であり、これまでの感染状況を踏まえ更なる感染防止に取り組むためのものです。</u></p> <p>2 県高体連主催事業開催に当たっての基本的な考え方 神奈川県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、次の条件を満たしていることを開催の条件とします。</p> <p>①<u>学校の教育活動が行われていること</u> ②部活動が再開され、安全確保の観点から<u>4週間</u>程度の練習</p>	<p>0 表題 <u>代替大会を含めた各種大会等実施に係る新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン</u></p> <p>1 はじめに 本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、神奈川県教育委員会保健体育課の指導の下、神奈川県高等学校体育連盟が実施する代替大会や今後の主催大会・各種事業等を再開するにあたっての基準や、感染予防のための留意点、生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応等をまとめたものです。作成にあたっては専門家（医療関係者）にもご意見をいただいております。</p> <p>各専門部においては、本ガイドラインや中央競技団体等が作成する各競技別のガイドライン等に従って感染防止対策を徹底し、安全な大会運営に取り組むようお願いいたします。</p> <p>なお、本ガイドラインは、新たな感染症対策の情報や、神奈川県の感染状況等により、適宜見直しを行うこととします。</p> <p>2 県高体連主催事業再開に当たっての基本的な考え方 神奈川県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、次の条件を満たしていることを開催の条件とします。</p> <p>①<u>学校教育活動が再開されていること</u> ②部活動が再開され、安全確保の観点から<u>30日</u>程度の練習期</p>

期間を設けていること

③ (以下略)

3 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各大会や種目の特性等を勘案して、適宜、感染拡大防止のための必要な取組を盛り込むこととします。

(1) 全般的な事項

【会場運営役員及び専門部】

① (略)

② 次の事項に該当する場合は、参加させないこと (大会当日に書面にて確認を行う)

○ (略)

○ 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合

○ (略)

○ (削除)

○ (略)

③～⑤ (略)

⑥ 新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応は別紙4参照のこと

⑦ 大会に参加する全ての者 (生徒・顧問・役員等会場内に入る者) は、競技中以外はマスクを着用する

⑧ 更衣室等での三密は避けること

⑨ 食事や集団での移動の際の三密を避けること

(2) 大会申込時の申合せ事項

①ア (略)

イ 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合

ウ (略)

エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者と

間を設けていること

③ (以下略)

3 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各大会や種目の特性等を勘案して、適宜、感染拡大防止のための必要な取組を盛り込むこととします。

(1) 全般的な事項

【会場運営役員及び専門部】

① (略)

② 次の事項に該当する場合は、参加させないこと (大会当日に書面にて確認を行う)

○ (略)

○ 同居家族等や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

○ (略)

○ 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

○ (略)

③～⑤ (略)

⑥ 大会に参加する全ての者 (生徒・顧問・役員等会場内に入る者) は、競技中以外はマスクを着用する

⑦ 新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応は別紙4参照のこと

(2) 大会申込時の申合せ事項

①ア (略)

イ 同居家族等や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ (略)

エ 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

の濃厚接触がある場合

オ (削除)

- ②マスクを持参すること (参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する)。

感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用をすること

③～⑦ (略)

⑧更衣室等での三密は避けること

⑨食事や集団での移動の際の三密は避けること

⑩原則無観客で開催すること

※保護者等学校関係者の入場を可とする場合は、各専門部において、感染状況や会場環境等の条件を考慮して十分な感染対策を施すとともに、参加者等への周知徹底を図ること

(3) 大会会場で準備すべき事項

① (略)

- ②更衣室、休憩・待機スペース ※更衣室等での三密は避ける更衣室 (シャワー室を含む)、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。また、感染リスクが高まる「5つの場面」の1つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされている。

ア～エ (略)

オ 入退室の前後での手洗いを促すこと

③洗面所

洗面所 (トイレ) についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する

ア～オ (略)

オ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ②マスクを持参すること (参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する)。

③～⑦ (略)

⑧原則無観客で開催すること

(3) 大会会場で準備すべき事項

① (略)

②更衣室、休憩・待機スペース

ア～エ (略)

③洗面所

ア～オ (略)

<p>④飲食 <u>※食事の際の三密は避ける</u> ア～ウ (略) エ <u>向かい合って着席しないように座席を配置すること</u></p> <p>オ 生徒の飲食は、参加校の責任において喫食させ、ゴミはすべて持ち帰らせること</p> <p>カ 飲料のペットボトル等の共用は厳に慎むこと</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 大会参加者への対応</p> <p>①ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>同居家族等に感染が疑われる方がいる場合</u> オ (略) カ <u>過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</u> <u>キ (削除)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 生徒が遵守すべき事項</p> <p>①ア (略)</p> <p>イ <u>同居家族等に感染が疑われる方がいる場合</u> ウ (略) エ <u>過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</u></p>	<p>④飲食 ア～ウ (略)</p> <p>エ 生徒の飲食は、参加校の責任において喫食させ、ゴミはすべて持ち帰らせること</p> <p>オ 飲料のペットボトル等の共用は厳に慎むこと</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 大会参加者への対応</p> <p>①ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>同居家族等や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</u> オ (略) カ <u>過去 14 日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合</u></p> <p>キ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 生徒が遵守すべき事項</p> <p>①ア (略)</p> <p>イ <u>同居家族等や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</u> ウ エ <u>過去 14 日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合</u></p>
--	--

<p><u>オ (削除)</u></p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>⑨更衣室等での三密は避けること</p> <p>⑩食事や集団での移動の際の三密は避けること</p> <p>(8) (以下略)</p> <p>別紙 1 このチェックシートは神奈川県高等学校体育連盟が開催する主催大会・各種事業等において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。(以下略)</p> <p>◎大会前2週間前から当日の朝までにおける健康状態 ア～エ (略)</p> <p>オ 同居家族等に感染が疑われる方がいない。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない。</u></p> <p><u>ク (削除)</u></p> <p>(以下略)</p> <p>別紙 4 新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応例</p>	<p>オ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(8) (以下略)</p> <p>別紙 1 このチェックシートは神奈川県高等学校体育連盟 (以下、高体連という。) が開催する代替大会や各種大会、各種事業等において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。(以下略)</p> <p>◎大会前2週間前から当日の朝までにおける健康状態 ア～エ (略)</p> <p>オ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>クラスター発生施設への滞在歴がない。</u></p> <p>ク 政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない。 (以下略)</p> <p>別紙 4 新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応例</p>
--	--

<p>1 大会前の各学校における対応 学校に登校している生徒のみ参加可 【大会に参加する部活動の生徒が罹患した場合】(略) 【大会に参加する部活動の生徒が濃厚接触者となった場合】 ・<u>校長は、保健所の指示により当該生徒等に対して「感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間程度</u>の出席停止」の措置をとる。(以下略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 濃厚接触者となった場合の対応 ・濃厚接触者は「感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間程度」の出席停止」の措置をとる。<u>(※保健所の指示に従う)</u> (以下略)</p> <p>※濃厚接触とは【参考／濃厚接触者は保健所が判断します】 <出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和3年3月2日時点版> <u>新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。</u> <u>濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、</u> <u>1. 距離の近さと、2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。</u></p>	<p>1 大会前の各学校における対応 学校に登校している生徒のみ参加可 【大会に参加する部活動の生徒が罹患した場合】(略) 【大会に参加する部活動の生徒が濃厚接触者となった場合】 ・<u>校長は、当該生徒等に対して「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間</u>の出席停止」の措置をとる。(以下略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 濃厚接触者となった場合の対応 ・濃厚接触者は「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間」の出席停止」の措置をとる。(以下略)</p> <p>※濃厚接触とは 患者（各定例）が発生した日の2日前以降に接触したもののうち、次の範囲に該当するものである ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者 ・患者（確定例）の軌道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性可能性が高い者 ・手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内かつ15分以上の接触）で、必要な感染予防対策なしで「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。</p>
---	---